

2022.2.18

イオン株式会社さま

経済人コー円卓会議日本委員会
事務局長 石田 寛

■総括

今回実施した人権リスクアセスメントは、人権デュー・デリジェンスの一環であり、御社における重要な人権リスクを特定・評価する最初のステップである。重要な人権テーマの特定・評価する上で、デスクトップ調査、社内のビジネスと人権に関するワークショップを実施し、情報の分析・評価に基づいて、下記の通り御社における重要な人権テーマの候補を特定した。その後本アセスメント結果については、経営層やマネジメント層への報告を行い、今後御社が人権尊重の責任を果たす方向性についての確認をした。

御社では、このアセスメントで抽出した人権テーマ以外にもすでに多岐に渡る人権テーマについて個別に顕在的人権課題の特定だけではなく、イニシアティブ団体とも連携強化を図り制度設計に携わる等活発に活動していることは評価したい。引き続き既存の取り組みを継続し、かつ UNGPs に基づいたマネジメント体制及び情報発信することを期待したい。

■人権リスクアセスメントの活動経緯

2021.12.20 事務局への個別ヒアリング&デスクトップ調査

2022. 1.25 「ビジネスと人権」に関するワークショップ

事業分科会および商品分科会から 11 名を集め、バリューチェーン全体に係る潜在的な人権テーマをワークショップ形式で抽出・整理した。

2022. 2. 2 CRT 内での分析作業&事務局への報告

2022. 2. 8 マネジメントレビュー（経営執行役へのレビュー&意見交換）

<人権テーマの特定>

1. グループ会社やサプライチェーンを含む国内の外国人労働者問題
2. 栽培・採取調達先の生産者や農家

■所見

御社は、上記 2 つの人権テーマについて今後人権侵害が行われていないかの確認をするインパクト評価へと移行してもらいたい。ただ、御社は小売業で多岐にわたる原材料を扱っているため、これまで通りにパートナーやイニシアティブ団体（国際認証や監査機関）などへの働きかけを行い、UNGP に基づいたプロセスで人権侵害が起きていないか確認を継続することが大事である。特に国内の外国人労働者（技能実習生）に関しては、まず直接影響が及ぼせる範囲で直接対話を通じて人権侵害有無確認を早急に行うことである。

また、御社の取り組みに関しては、今後 UNGPs が求めているマネジメント体制に基づき、積極的な情報開示を行うことで、より一層ステークホルダーからの信頼性が確保できると信じている。

人権リスク評価に関する活動内容の詳細

■実施概要

日時：2022年1月25日（火）9:30-11:30

ワークショップ①事業全般部門 10:00-10:40

ワークショップ②商品部門 10:40-11:20

場所：Zoom を活用したオンライン

目的：事業分科会および商品分科会から人を集め、勉強会形式でビジネスと人権のグローバル動向の解説により知識をアップデートした。また、社会からの要請の変化を考察した形で、御社の事業に関わる人権課題をディスカッションにより提起し、バリューチェーン全体に係る潜在的な人権課題をワークショップ形式で抽出・整理した。

参加者：イオンホールディングス

事業分科会、商品分科会の2つの分科会から計11名がイオンモール、イオンフィナンシャル、イオンHD、イオンリテール、イオントップバリュ、生活品質科学研究所から参加した。また、イオンHDコーポレート・コミュニケーション部がオブザーバーとして、環境・社会貢献部が事務局として参加した。

CRT 日本委員会

石田事務局長、諸富、大出（計3名）

内容：①：CRT 日本委員会より講義を行い、企業に対して高まる社会からの期待と要求を国際的なレベルで理解した上で、どのように企業はそれらの声に対応していくべきなのかを考察した。

②：ワークショップを事業分科会と商品分科会の2つのグループに分けて実施し、CRT 日本委員会のファシリテーションのもと、事業に関わる人権テーマの共有を行った。

③：CRT 日本委員会より総括コメントを発表し、閉会した。

■ワークショップ結果と CRT 日本委員会評価コメント

1. 評価すべき点

事業全般および商品における食品関係において、すでに人権リスクが高いことを認識し、社会で注目している原材料や地域へのリスクを把握・理解し、今までの取り組み経験から今後さらに必要になるものは何か、極めて素直で率直なコメントが出されたことが評価できる。ただ、これまで各部門において人権課題に直面した際に個別に対処してきたものの、グループ全体での UNGPs に基づいたマネジメント体制としての仕組みが不十分であると感じた。

2. ワークショップでは、下記の点を含む懸念や課題が言及された。

1) 今後 UNGPs に基づいたプロセスを遂行し、情報開示することで既存の取り組みに

についての正当性の担保を得ること。

特に、経営トップ層巻き込んだ形でのマネジメント体制を行うことでトップコミットメントを明確にすること。早期に、UNGPの人権デュー・デリジェンスプロセスを遂行し、PDCAサイクルの実現化を目指すこと。

事業全般部門においては、UNGPに基づいた取り組みを実装していく上で、商品部門及びグループ全体への影響を及ぼす(波及効果)のために必要に応じて方針を策定し、周知徹底を踏ること。

- 2) 認証取得や監査のみの取り組みでは十分とは言えないため、問題が大きくなる前に芽を摘むべく、ライツホルダーが気軽に懸念事項や心配事を相談できる仕組み(直接対話)を構築し、信頼基盤を確保すること。
- 3) ステークホルダーエンゲージメント(ダイレクトコミュニケーション:直接対話)は、認証や監査だけではUNGPに求められている水準に達しないため、御社自ら生産者や労働者との直接対話を実施するスキーム(まずはできるところから開始する)を構築すること。

- ・サプライチェーンにおける技能実習生を含む外国人労働者は、実際どのような職場や生活環境で働いているのか状況を定期的に把握すること。

⇒技能実習生の採用手数料(借金)に関する事実確認をする必要がある。

- ・エビ調達における人権リスクについて、委託先のインドおよびベトナムの工場で監査を実施しており、タイのフライドチキン委託先工場も確認済みである。国際認証取得済みの原材料を優先的に使用しているが、これらの認証が人権課題をすべてカバーしきれていないので、状況を把握すること。

⇒海外の委託先工場の上流で働いている外国人労働者が脆弱な労働環境下に置かれていないか要確認

■今後に向けた取り組みについて

今後人権デュー・デリジェンス・インパクトアセスメントを行う上で、直接対話を通じたステークホルダーとのエンゲージメントが重要となる。2次、3次以降のサプライヤーとの協力や対話については様々な工夫が必要となることが想定される。従って、アプローチ可能な項目・ステークホルダーを対象に、小さな成功体験を作ることから始めるのが得策である。

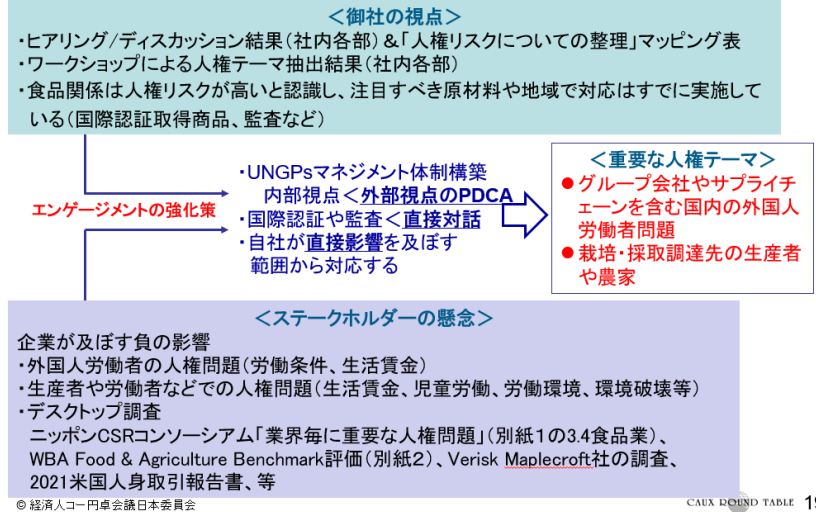
重要な人権テーマについては、デスクトップ調査及びワークショップの結果を受け、CRT日本委員会で分析した結果、御社が直接影響を及ぼせる範囲でUNGPに基づいたインパクト評価をしてもらいたい項目は以下の2つとなった。

1. グループ会社やサプライチェーンを含む国内の外国人労働者問題
2. 栽培・採取調達先の生産者や農家

この分析結果に関しては、CRT 日本委員会より以下のスライドを用いて、経営執行役や部門責任者に向けて、人権でデュー・デリジェンスの一連のプロセスと分析結果の報告を行った。また、今後のインパクト評価についてもどのように対応するか率直な意見交換が行われ、積極的に参画する姿勢を窺うことができた。

3-1 御社における重要な人権テーマ

ビジネスと人権に関するワークショップの結果、及びデスクトップ調査結果を踏まえて、御社の重要な人権テーマを下記の通りに特定した。



3-4 御社における重要な人権課題

人権テーマ① グループ会社やサプライチェーンを含む国内の外国人労働者問題	人権テーマ② 栽培・採取調達先の生産者や農家の労働環境
当事者(ライツホルダー) 外国人労働者(当方は国内。技能実習生含む)	当事者(ライツホルダー) 生産者と労働者
今後の対応策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人労働者の労働環境や経済状況の把握 ・ 外国人労働者との直接エンゲージメント ・ 事業所・生産現場レベルの人権リスクの把握 ・ 2次サプライヤー以降を含むイオン持続可能な調達原則の策定(2014年2月)、イオン持続可能な調達方針2020年目標等の普及浸透・周知徹底 ・ グループ会社を含むサプライチェーンの労働者、コミュニティ、NGOからの苦情・懸念の通報相談窓口の普及浸透 ・ 多言語対応による苦情処理メカニズムの設置と運営 ・ 情報公開 	今後の対応策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 栽培・採取の生産者や農家の労働環境や経済状況の把握 ・ 生産者や農家との直接エンゲージメント ・ 農家レベルの人権リスクの把握(特に農民の生活賃金や地域住民への負の影響等を及ぼしていないか) ・ 2次サプライヤー以降を含むイオン持続可能な調達原則の策定(2014年2月)、イオン持続可能な調達方針2020年目標 等の普及浸透・周知徹底 ・ グループ会社を含むサプライチェーンの労働者、コミュニティ、NGOからの苦情・懸念の通報相談窓口の普及浸透 ・ 多言語対応による苦情処理メカニズムの設置と運営 ・ 情報公開

※特に取り組むべき項目を赤字で表記。

そして、この2つの人権テーマに関する対応策としては、御社とライツホルダーとの直接対話を通じて、個別具体的な人権課題を対処することで、エンゲージメントを果たすことをしたい。

以上